

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、平成30年2月に「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」を在宅ワークの実態等を踏まえ改正したもの
- 自営型テレワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、自営型テレワークを良好な就業形態とするために必要な事項を示すもの

現状

- 対象となるテレワーク
＜在宅ワーク＞
情報通信機器を活用して(1)請負契約に基づきサービスの提供等を行う(2)在宅形態での就労
- 仲介事業者
仲介事業者について規定はなく、働き手と注文者の相対契約を前提

改正

- 対象となるテレワーク
＜自営型テレワーク＞
(1)請負契約以外での形態（準委任契約等）も対象となることを明確化
(2)自宅だけでなく、自宅に準じた自ら選択した場所も明確化
→「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労をいう（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合等を除く。）。」と定義
- 仲介事業者
・ **新たに定義を置き、仲介手数料や知的財産権の取扱いの明示など、仲介事業者に求められるルールを明確化**（下記①の仲介事業者が再発注する場合には、注文者としてもガイドラインが適用されることについても明確化）
 - ① 他者から業務の委託を受け、当該業務に関する仕事を自営型テレワーカーに注文する行為を業として行う者
 - ② 自営型テレワーカーと注文者との間で、自営型テレワークの仕事のあっせんを業として行う者
 - ③ インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス(いわゆる「クラウドソーシング」)を業として運営している者
- その他
状況の変化等を踏まえ、注文者が守るべき事項を見直し

注文者が守るべき事項（主な事項）

（１）募集

現状

規定なし

改正

- 募集段階でのトラブルを防止するため、募集に関する事項を**追加**
 - ・募集内容の明示（仕事の内容、成果物の納期予定日等）
 - ・募集内容に関する問合せへの対応
 - ・取得した提案等の取扱い（応募者に無断で使用しない等）
 - ・いわゆる「コンペ式」の場合、納品後に成果物の大幅な修正指示等過大な要求をすることは望ましくないこと等

（２）契約条件の文書明示・契約条件の適正化等

現状

- 文書明示・保存
 - ・契約条件を明らかにした文書を交付し、3年間保存
 - ・文書交付に代えて電子メールによる明示も可

※契約条件の詳細は、課長内かんに記載
- 契約条件の変更等
 - ・十分協議の上、文書を交付すること

改正

- 文書明示・保存
 - ・契約条件の明示に関する事項として、以下を**追加**
 - ・ウェブサイト上等での明示も可
 - ・仲介事業者など、注文者以外の者が自営型テレワーカーに支払代行を行う場合は、その旨を明示すること
 - ・注文者や仲介事業者に関する情報にも秘密保持が求められる場合があることを明確化
 - ・課長内かんに記載されている契約条件の明示事項の詳細を格上げ等
- 契約条件の変更等
 - ・テレワーカーに不利益が生ずるような変更をテレワーカーに強要しない旨を明確化
 - ・契約解除に関する事項を追加 等

注文者が守るべき事項（主な事項）

（3）その他

現状

- 健康確保措置
 - ・VDT作業の適切な実施方法等健康確保のための手法について在宅ワーカーに情報提供することが望ましいこと



改正

- 健康確保措置として、以下を**追加**
 - ・相談を受けた際に作業の進捗状況に応じた必要な配慮をすること等
- その他
 - ・注文者は、正当な理由がある場合を除き、自営型テレワーカー等に対して自己の指定する物を強制して購入させてはならない。
 - ・下請法が適用される場合は、下請法を遵守する必要がある等

仲介事業者が守るべき事項（主な事項）

- クラウドソーシング等の仲介事業者に求められるルールとして、以下を**追加**
 - ①募集段階で仲介事業者に求めるべき事項
 - ・注文者が適切に募集内容を明示するための支援等
 - ②手数料を徴収する場合に関する事項
 - ・仲介手数料等を徴収する場合には、事前に明示してから徴収すること等
 - ③テレワーカーや応募者の個人情報の取扱いに関する事項
 - ④苦情処理体制の整備に関する事項
 - ⑤注文者である仲介事業者（P1の①の仲介事業者）に求められる事項
 - ・成果物に係る知的財産権の帰属先を明確にしておくこと
 - ・発注者から仲介事業者への報酬支払いの有無にかかわらず、瑕疵のない成果物を自営型テレワーカーが仲介事業者へ納品等した場合は、仲介事業者は自営型テレワーカーに報酬を支払うこと
 - ・発注者の事情により仲介事業者と自営型テレワーカーとの間の契約条件が変更される場合には、自営型テレワーカーに不利益な契約条件の変更を強要しないこと